

## 《小山町から転出される方へ》

小山町在住中は、本町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。  
転入届は、新住所地の市区町村役場で届出をしてください。

- ★ 転入届に必要なもの ⇒
1. 転出証明書
  2. 本人確認書類
  3. 印鑑（認印可）
  4. 年金手帳（加入者のみ）

- ★ 届出期間⇒実際に新しい住所地に住み始めた日から 14日以内  
(14日以内に転入手続きを行わない場合、過料に処せられることがあります。)

	小山町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	☆ 転出(予定)日をもって小山町での登録は自動的に廃止されます。印鑑登録証はお返しく ださい。 ☆ 転出(予定)日の前日までは、カードを添えて 印鑑登録証を申請する事ができます。 【住民課】 Tel76-6101	★ 必要な方は、新たに登録手続 きをしてください。
住民基本台帳 カード	☆ 住民基本台帳カードをお返しく ださい。 ☆ ただし、付記転出される方は新住所地へ提出 してください。 【住民課】 Tel76-6101	★ 新住所地で新たに交付申請 をしてください。
国民健康保険	☆ 転出年月日をもって小山町での資格がなくな ります。保険証はお返しく ださい。 ☆ 保険税は加入月数に応じて再計算し、納付額 が変わる場合は、後日通知します。 【住民課】 Tel76-6100	★ 改めて、加入手続きをして ください。 ★ 加入者のいる世帯に転入す る場合は、その保険証を持参 してください。 ※ 転出日と転入日が違うとき、 保険税額に変更がある場合 があります。
医療	☆ 老人医療、重度障害者医療、乳幼児医療、母 子家庭等医療の各受給者証をお返しく ださい。 老人医療                   【住民課】       Tel76-6100 重度障害者医療       【福祉課】       Tel76-6666 乳幼児医療           【健康課】       Tel76-6668 母子家庭等医療       【福祉課】       Tel76-6666	★ 健康保険証等を持参して、そ れぞれ必要な手続きをして ください。
介護保険	☆ 介護保険証をお持ちの方はお返しく ださい。 要介護認定を受けている方は受給資格証明 書をお受け取りください。 ☆ 介護保険料は加入月数に応じて再計算し、納 付額が変わる場合は、後日通知します。 【健康課】   Tel76-6669	★ 新たに加入手続きをして ください ★ 要介護認定を受けている方 は、受給資格証明書を添えて 手続きしてください。

裏面へ続く

	小山町での手続き	新住所地での手続き
子ども手当	<p>☆「転出される子ども手当受給者の皆さんへ」の用紙をお受け取りください。 【福祉課】 TEL76-6666</p>	<p>★ 新たに認定請求が必要です。受給者の保険証・印鑑・口座番号がわかるものを持参のうえ、15日以内に手続きしてください。</p>
水道	<p>☆ 上水道、下水道の休止届出を上下水道課又は各支所窓口で行ってください。(下水道は須走地区のみ) ☆ 電話による届出も受け付けます。 ※受付時間は、月～金(祝日・年末年始除く) 8:15～17:00 ☆ 認印と休止手数料は不要です。 ※休止届出後メータを確認し前回の検針後から転出日までの差額については、納付書によって精算していただきます。 【上下水道課】 TEL76-6125 【須走支所】 TEL75-2211</p>	<p>★ 新たに開始の手続きが必要となります。</p>
畜犬登録	<p>☆ 転出年月日を連絡してください。 【生活環境課】TEL76-61111</p>	<p>★鑑札・愛犬手帳を持参し、市町村又は保健所にて必要な手続きをしてください。</p>
機貸与 無線放送個別受信	<p>☆ 受信機を役場本庁または各支所に返還してください。 ☆ 自衛隊官舎、県営住宅及び町営住宅については、部屋番号で管理していますので、そのまま結構です。 【企画調整課】 TEL76-6135</p>	

新住所地での手続きは、市区町村により異なりますので、詳しくは市区町村役場へお問い合わせください。

**※転出証明書の新住所・異動日に変更があったとき**

転出証明書はそのままお使いいただけます。新住所地で転入届をする際に変更があったことを申し出てください。

**※転出届をした後に取りやめになったとき**

転出証明書と印鑑を持参して、小山町役場住民課又は各支所で転出取消の手続きをしてください。

**※海外へ転出される方へ**

転出証明書は発行されません。なお帰国して転入届をする際には、「戸籍謄(抄)本」・「戸籍の附票」・「パスポート」をご持参ください。